

## 質問回答

2019年5月9日

バングラデシュ国フードバリューチェーン強化事業協力準備調査

(公示日:2019年4月17日/公示番号:190069)について、質問の回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	企画競争説明書、P6、第1章、8. 契約交渉権者の決定方法、(3) 見積書の開封 企画競争説明書、P6、第1章、9. 評価結果の通知・公表と契約交渉、(2) 契約交渉権者との契約交渉	技術評価点が基準点を超える参加者が複数いた場合、見積書の開封に応札者（JV の場合はその代表者）が出席する必要があるが、契約交渉は別日に行われるため、団員もしくは案件に技術的に精通している者以外が出席しても良いのでしょうか。	見積書の開封会への出席を必須とするものではありません。 開封と契約交渉は別になりますので、開封会へは、技術的に精通している方以外の出席であっても支障ありません。
2	企画競争説明書、P25、第3章、1. (3)、1) 業務管理体制の選択	本案件は業務管理グループの適用とのことですが、若手加点は対象でしょうか。	若手育成加点を行います。 (企画競争説明書第1章8(2)p.5最下部の枠内記載のとおり)
3	見積金額	消費税は10%を計上でしょうか。	消費税は10%でご計上下さい。
以上、4/19 回答			
4	P4. 本邦・現地セミナーに係る直接経費 P22 (6) および P23 (11)	・直接経費については公示後に追加指示とありますが、これらセミナーの業務実施に係る提案（内容）は、あくまでプロポーザルでなすという理解でよろしいでしょうか。特に人	●本邦セミナーに係る直接経費(国内事業費) 国内業務費として、1,100千円を一括して計上してください。内訳の想定は以下のとおりです(業務実施に際して、この費目内訳の中で流

4		<p>の移動経費につきどのようなお考えかをご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定額についてご教示いただけないでしょうか。</li> <li>・ 発注者が指示する定額で見積もってくださいとありますが、いつ頃情報を提供していただけるか時期の目途をご教示ください。</li> </ul>	<p>用が可能です)。</p> <p>(1) 招へい費 1,100千円 「招へい費」には、以下の経費が含まれます。詳しくは、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS方式対応版)」を参照してください。</p> <p>なお、本経費には、セミナー参加者(バングラデシュからの被招へい者)の旅費(航空賃、宿泊料、国内移動交通費)等は含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 諸謝金: 200千円</li> <li>② 実施諸費: 100千円</li> <li>③ 同行者等旅費: 100千円</li> <li>④ 再委託費: 0千円</li> </ul> <p>(2) 国内諸雑費 700千円</p> <p>セミナーの会場借上げ費及びそれに付帯する経費(資料翻訳費、教材作成費等)を想定しています。</p> <p>● 現地セミナーに係る直接経費(一般業務費) 一般業務費として、1,000千円を一括して計上してください。内訳の想定は以下のとおりです(業務実施に際して、この費目内訳の中で流用が可能です)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 特殊傭人費 200千円</li> </ul> <p>現地セミナー実施にかかる通訳・講師等への謝金を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 賃料借料 180千円</li> </ul>
---	--	--	--

			<p>セミナー会場の借上げにかかる経費及びその関連経費(プロジェクター等の借上げ費)を想定しています。</p> <p>(3)旅費・交通費 30千円</p> <p>バングラデシュ側関係者のセミナー参加者にたいする旅費・交通費を想定しています。</p> <p>(4)資料等作成費 590千円</p> <p>セミナー資料の作成にかかる経費を想定しています。</p>
5	P13 中ほど。P19(3)、および P24 成果品等。	<p>本件では、第一回ファクトファインディングミッションの派遣が2019年7月下旬に予定されている一方、評価結果通知は6月11日までとなっております。また現在、バングラデシュ業務実施案件では、安全上の理由から事前に渡航調整が行われ、且つ出発前の安全講習義務付けなども求められていると承知しております。このような条件下、7月に現地業務を行うとした場合、いつ頃からの開始を想定すればいいかご教示ください。</p>	<p>評価結果通知から契約締結までの調整や手続きを速やかに進め、6月下旬に国内作業を開始し、その間に渡航前ブリーフィング等渡航に必要な対応を取っていただき、7月上旬より現地作業に入る想定です。</p>
6	P25 1. (1)類似業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人としての類似業務につき特定されているのか否か。特定されている場合は内容をご教示ください。</li> <li>・「注) 類似業務:」以下で何が類似経験にあたるのか、ご記載いただけないでしょうか。</li> <li>・(注) 類似業務: ____が空白となっていますので、具体的な類似業務の内容をご教示ください。</li> </ul>	<p>「ツーステップローン円借款事業形成に向けた協力準備調査の経験、または南アジア地域における農産業分野の調査の経験」となります。</p>

7	P15 (9)「食品衛生及び食品安全にかかる情報収集・確認調査」との連携。 P19(2)4 食品安全向上に係る技術支援の検討	左記調査は2019年4月～同8月に実施され、本件調査からはやや先行するものですが、調査内容や調査先で重複が想定される部分（関連法規・制度・政策、規制、食品安全庁に係る情報・活動等）については先調査結果を活用するということも可能でしょうか。	「食品衛生及び食品安全にかかる情報収集・確認調査」において先行して収集した情報を共有し、また受注コンサルタントからも直接情報共有を行うことで、本調査の効率化を図る予定です。
8	企画競争説明書（P.13）6. 実施方針及び留意事項（1）本調査の位置づけ、調査スケジュールについて	上記1)段階の成果である <u>優先事業計画</u> を見定めた上で、 。。調査の早い段階で2)の通り <u>円借款対象候補事業</u> を絞り込むことが必要となる。。。 とありますが、1)の下線部分は複数のサブ・プロジェクトの中で、本事業の融資対象となる可能性の高い優先事業（サブ・プロジェクト）についてご説明いただいていると理解してよろしいでしょうか？あるいは円借款事業の複数の代替案の中から優先事業計画を見定めるということでしょうか？2)の下線部分は本協力準備調査の結果として形成される円借款事業と理解してよろしいでしょうか？	ご指摘の通りです。 1)の優先事業計画では、農業・食品加工企業等からのヒアリングを通じてどの業種・規模の企業を支援することが望ましいか検討し、2)の円借款事業の形成においては、対象企業の業種・規模、食品加工企業の場合取扱う農産物、融資対象・融資規模・貸付期間・担保等について検討いただく予定です。
9	企画競争説明書（P.26）2. 業務実施上の条件（2）業務量目途と業務従事者構成案 2) 業務従事者の構成案 ⑤事業計画/研修計画	上記質問1と関連しますが、⑤事業計画/研修計画の担当分野で想定されている「事業計画」は円借款事業の計画でしょうか？あるいはサブ・プロジェクトの事業計画でしょうか？	⑤事業計画/研修は技術支援を含むサブ・プロジェクトの検討を想定しています。円借款事業の計画は本調査の最重要項目であり、①業務主任/農産業金融に中心的役割を担っていただく想定です。
10	企画競争説明書（P.15）実施方針及び留意事項（7）関連事業や調査からの知見や教訓の最大限利	「質の高い産業成長と経済発展に向けた開発調査」（2018）に言及されていますが、同報告書は既に開示されているのでしょうか？	今後数週間～1カ月のうちにJICA図書館ポータルサイトから検索可能となる見込みです。

	用について		
11	企画競争説明書 (P. 16) 7. 調査の内容 (2) 基礎情報の収集 1) バングラデシュにおける農業セクターに係る情報収集・分析	「a)は農家、仲買人、サプライヤー、食品加工企業、バイヤーから、b)及びc)については、既存資料を基にしつつ、農業・食品加工企業、食品加工企業組合、コールドチェーン企業組合から情報を収集する。」とあります。同国地方部での調査はまだ制約を受けると理解していますが、どの程度のサンプル数と調査対象地域を想定されているのでしょうか？	食品加工工場の多くはダッカ、チッタゴン地域に集中しており、地方部へ出張せずとも情報は得られる見込みです。調査対象工場数は調査期間を踏まえる最低でも 10 程度を想定しています。農家、仲買人、サプライヤー向け調査の対象地域は、調査実施期間中に栽培・収穫が行われている農産物が生産される地方部となる見込みです。対象地域は契約締結後に安全管理情報も踏まえ JICA と相談の上、決定予定ですが 10 程度の農家、農家と取引を行う仲買人、サプライヤーを対象とすることを想定して下さい。
12	企画競争説明書 (P. 20) 7. 調査の内容 (4) 事業計画案の策定 f)	バングラデシュ「省エネルギー推進融資事業」を参照し市中金利よりも譲許的貸付条件となるよう検討するとあります。同事業の協力準備調査報告書はWeb上でアクセス可能ですが、円借款締結後の同事業の現状について把握が難しいと考えています。先行案件である同事業の例を参照すべく、同事業における譲許的貸付条件とその譲許性が確保されている理由・メカニズムについて情報提供をお願いできるのでしょうか？	先行案件において譲許的貸付条件に関する現在の状況と譲許性が確保された理由等については、本件受注者に対してのみ契約締結後に共有予定です。
13	P14(4) 我が国が有する知見や最新技術の有効活用	「本調査では日本の食品技術士の協力を得る予定」とありますが、具体的な派遣元組織、派遣時期、回数、英語力等の概要をご教示い	技術士の関連業界団体の紹介を受け、日本の食品関連企業で加工、安全管理、商品開発分野で長年経験を積まれた方に協力をいただく予

		ただければ幸いです。 また、同食品技術士派遣に係る経費(旅費・人件費等)も見積りに含めるのでしょうか？	定です。 同技術士の派遣は JICA で実施しますので、関係経費は見積りに含める必要はありません。
14	P11. バングラデシュ食品加工企業組合会員企業向けヒアリング調査結果の活用 P17. 7. (2) b) 農業・食品加工企業の現状と課題	P11 にバングラデシュ食品加工企業組合の会員企業向けにヒアリング調査を行ったとの記載があります。この調査結果の内、P17 b) 農業・食品加工企業の現状と課題の調査について、調査内容や調査先で重複する部分については、先調査結果を活用することも可能でしょうか。	JICA が行った食品加工企業向けヒアリング調査結果は本調査開始時に共有いたします。また、現在実施中の「食品衛生及び食品安全にかかる情報収集・確認調査」において先行して収集した情報を共有し、また受注コンサルタントからも直接情報共有を行うことで、本調査の効率化を図る予定です。
以上、4/25 回答			
15	p. 5 (6) 見積書 6) その他留意事項 「見積もり上の宿泊料については、別途指示します。」	・ 宿泊料はいくらになるか、ご教示いただけないでしょうか。 ・ 提出見積りの宿泊料単価は、別途指示頂くと記載ありますので、ご教示下さい。	特号者については「15,500 円/泊」、1～6号者については、一律「13,500 円/泊」でご算出下さい。
16	p. 4 (6) 見積書 2) 「以下の費目については、別見積りとしてください。」 d) 現地で再委託を想定する各種業務 p. 26 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託 「地方部での情報収集等についてローカルコンサルタント等を活用することを認めます。必要な	「地方部での情報収集等」について傭人で対応する場合の費用は、特殊傭人費として別見積りで計上可能でしょうか。もしくは、本業務は再委託の場合のみ別見積りが可能でしょうか。	地方部での情報収集等を傭人で対応する場合の費用は、特殊傭人費として別見積りで計上下さい。

	経費は、競争参加者が想定する内容に応じ、再委託経費又は特殊備人費（一般業務費）として計上してください。」		
17	p. 26 2. 業務実施上の条件（4）対象国の便宜供与	コンサルタントに対し、実施機関から執務スペースの便宜供与は受けられるのでしょうか。また、受けられない場合の事務所見積は別見積もりとなりますでしょうか。もしくは、貴機構からの金額指定がありますでしょうか。	関係機関の建物内で執務スペースを確保するよう現在調整中です。そのため執務室確保のための経費の見積への計上は不要です。
18	企画競争説明書（P. 27）、第 3 章 2.（5）、2）通信費	安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保する旨の記載あることから、通信費については安全対策経費として別見積もりとすべきでしょうか。	企画競争説明書第 7 章 7.（6）（b）の通り、一般業務費のうち安全対策経費に分類されるものは別見積として計上下さい。
19	企画競争説明書（P. 6）、第 1 章 8.（3）見積書の開封	見積書の開封時に、各プロポーザル提出者の技術点は、参加者に公表されるのでしょうか。	見積書開封会の席上にて見積書の開封に先立って公表します。
20	企画競争説明書（P. 6）、第 1 章 8.（3）見積書の開封	見積書の開封時に、参加者に公表されるのは、各プロポーザル提出者の、別見積価格を含む、全体金額のみでしょうか。それとも、別見積価格を除いた競争対象の見積金額も、併せて公表されるのでしょうか。	別見積価格を除いた金額を公表し、参加者と共有します。 なお、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS 方式対応版）」に記載のとおり、本見積には消費税（税率 10%）を計上して下さい。
21	企画競争説明書（P. 6）、第 1 章 8.（2）、2）価格評価	以下のケースが生じた際の価格評価の方法につき、ご教示下さい。 ケース 1：技術プロポーザルと価格プロポーザルの内容が一致していない場合（例：技術	ケース 1：価格プロポーザルの全額（別見積金額を除く）で評価します。

		<p>プロポーザルでは、渡航回数が10回と記載されているものの、価格プロポーザルでは9回分の渡航費しか見積もられていない場合。）</p> <p>ケース2：各プロポーザル提出者の中で見積の前提条件が異なる場合（例：A者は、ある経費を直接経費として本見積に含めた一方、B者は、同様の経費を安全対策費に分類されるものとして別見積に含めた場合。）</p> <p>ケース3：見積書上で計算ミスがあった場合。（例：各費目の合計金額と、見積書上の合計欄に記載の金額が異なる場合。）</p>	<p>ケース2：価格プロポーザルの全額（別見積金額を除く）で評価します。B者が安全対策費として計上した経費が「安全対策費」として認めることが困難な場合、当該経費は契約金額に含めません。</p> <p>ケース3：価格プロポーザルの全額（別見積金額を除く）で評価します。</p>
22	<p>企画競争説明書（P.27）、第3章2.（5）、4）宿泊場所 および質問回答（P.5） 通番号11</p>	<p>企画競争説明書上は、宿泊場所はダッカ市内の12か所に限定している旨の記載がある一方、質問回答の11では、チッタゴン地域への調査も対象となっていると推察致します。貴機構の安全管理対策上、調査団による、①チッタゴンへの出張は認められるのか、また、②チッタゴンでの宿泊は認められるのか（日帰り出張のみか）、ご教示下さい。</p>	<p>現時点で、チッタゴンへの宿泊を伴う出張は可能であり、現時点では別途公表する宿泊料単価分を積上げてください。ただし、治安状況次第ではJICAの判断で出張に制限が出る可能性もあります。なお、地方部における宿泊可能なホテルは契約締結後に共有予定です。</p>
23	<p>質問回答（P.5） 通番号11</p>	<p>チッタゴンへの地方出張は本調査の要件（プロポーザル上/見積上に必ず含めるべきもの）でしょうか。それとも調査団がダッカ市内のみで10程度の工場を訪問できるのであれば、見積価格を減少できることもあり、チッタゴンへの地方出張は不要と提案することも可能でしょうか。</p>	<p>チッタゴンを含む地方出張は必須ではなく、企画競争説明書内に記載されている調査内容に関して必要情報が収集できようでしたら、ダッカ市内のみでも特段問題はありませぬ。</p>

24	<p>企画競争説明書 (P. 28)、第 3 章 2. (5)、8) 現地滞在期間</p>	<p>現地滞在期間は必要最低限とする旨の記載があります。現状、貴機構の安全対策管理上、調査団の現地滞在期間の上限や制限はあるのでしょうか。</p>	<p>現時点では滞在期間の上限や制限はありません。ただし、治安状況次第では制限がかかる可能性もあります。また、現地滞在中は機構ウェブサイトに掲載されている安全対策情報 ( <a href="https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html">https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html</a>) 等を参照の上、ルールを遵守いただくため、ストレスへの対応という観点から 1 回あたり最長 1 ヶ月以内の渡航を推奨しています。</p>
25	<p>企画競争説明書 (P. 4)、第 1 章 7. (6) 見積書 および 企画競争説明書 (P. 28)、第 3 章 2. (5)、8) バングラデシュの発着便</p>	<p>企画競争説明書上、旅費 (航空賃) については、本見積 (価格競争の対象) となるとの理解です。一方、バングラデシュ全土は外務省の渡航安全情報でレベル 2 : 「不要不急の渡航は止めてください」となっており、安全対策上、有事の際には柔軟にフライトスケジュールが変更できる必要があると思料しており、価格競争の対象であれば、安全を犠牲にしてフライトスケジュールの変更ができない安価なフライトで提案せざるを得ないこととなります。バングラデシュにおいては、安全対策の観点から、旅費 (航空賃) を別見積もりとすることはできないでしょうか。</p>	<p>バングラデシュの治安状況下判断して、旅費 (航空賃) を別見積りとするまでの必要性はないと判断しています。 治安状況が悪化した場合、または緊急の対応が必要となり止むを得ず追加の航空賃が発生した場合等については、契約変更 (航空賃の増額) 等を含め検討させていただきます。</p>
26	<p>企画競争説明書 (P. 4)、第 1 章 7. (6)、4) a) ~c) および 企画競争説明書 (P. 19)、第 2 章</p>	<p>第一回、第二回ファクトファインディングミッションおよびアプレイザルミッションへの支援業務として各 3 日間 (0.1 人月) の業務量が示されています。これは、調査団全体とし</p>	<p>調査団全体としての人月です。</p>

	<p>7. (3)、 企画競争説明書 (P. 22)、第 2 章 7. (5)、 企画競争説明書 (P. 23)、第 2 章 7. (10)</p>	<p>ての人月でしょうか。それとも、各専門家が 3日間ずつ見積もるのでしょうか。</p>	
27	<p>企画競争説明書 (P. 4)、第 1 章 7. (6)、4) a) ~c) および 企画競争説明書 (P. 19)、第 2 章 7. (3)、 企画競争説明書 (P. 22)、第 2 章 7. (5)、 企画競争説明書 (P. 23)、第 2 章 7. (10)</p>	<p>第一回、第二回ファクトファインディングミ ッションおよびアプレイザルミッションへの 支援業務として各3日間 (0.1人月) の業務量 が示されています。この業務量が、調査団全 体としての人月の場合、例えば貴機構より、 3人の専門家に対して3日間ミッションへの 同行依頼があった場合、6日分 (0.2人月) については、契約金額を含めた契約変更 (増額) の対象となるのでしょうか。</p>	<p>原則として、第一回、第二回ファクトファ インディングミッションおよびアプレイザル ミッションへの支援業務は、調査団全体とし て各ミッションとも3日間 (0.1人月) 相当の 業務を予定しており、6日間 (0.2人月) と なることは現時点では想定していません。万 が一、計3日相当を超える場合には、JICA と協 議の上、ミッション支援以外の業務の人月と の間でまずは調整を図る予定ですが、必要に 応じ契約変更も協議させていただきます。</p>
28	<p>企画競争説明書 (P. 4)、第 1 章 7. (6)、4) a) ~c) および 企画競争説明書 (P. 19)、第 2 章 7. (3)、 企画競争説明書 (P. 22)、第 2 章 7. (5)、 企画競争説明書 (P. 23)、第2 章 7. (10)</p>	<p>第一回、第二回ファクトファインディングミ ッションおよびアプレイザルミッションへの 支援業務として各3日間 (0.1人月) の業務量 が示されています。当該業務内容として、各 ミッション前の事前報告とミッション派遣中 の支援の二つの業務の記載があります。もし、 各ミッション前の報告で1日要した場合、ミ ッション派遣中への支援は2日間のみとなる のでしょうか。もしくは2日間を超えた場合、 契約金額を含めた契約変更 (増額) の対象と なるのでしょうか。</p>	<p>各ミッション前の事前報告とミッション派 遣中の支援業務併せて3日相当を予定してお り、これを超える予定は今のところありませ ん。万が一、計3日相当を超える場合には、 JICA と協議の上、ミッション支援以外の業務 の人月との間でまずは調整を図る予定ですが、 必要に応じ契約変更も協議させていただきます。</p>

29	<p>企画競争説明書 (P. 19)、第 2 章 7. (3)、 および 企画競争説明書 (P. 22)、第 2 章 7. (5)、 企画競争説明書 (P. 23)、第 2 章 7. (10)</p>	<p>第一回、第二回ファクトファイディングミッションおよびアプライザルミッションへの支援業務のひとつとして、調査団がミッションに同行し、案件検討に向けた支援を行う旨の記載あります。この支援とは具体的にどのような作業を想定されているのでしょうか。(どのような作業を想定されて各3日間の想定されているのでしょうか。)</p>	<p>ツーステップローンの事業内容、例えば対象サブセクター、企業規模、1件当たり融資金額、融資対象等の検討に向けた必要情報の共有や提案の他、環境社会配慮のモニタリングフォームの策定、運用効果指標の策定等を想定しています。</p>
30	<p>企画競争説明書 (P. 19)、第 2 章 7. (4) および 企画競争説明書 (P. 19)、第 2 章 7. (3)、 企画競争説明書 (P. 22)、第 2 章 7. (5)、 企画競争説明書 (P. 23)、第 2 章 7. (10)</p>	<p>事業計画案の策定の項目に記載されている各作業はファイナル・レポート作成までに完了させればよい作業と理解しております。当該項目の作業として記載されている作業に関し、ファイナル・レポート前の時点で(例えば、貴機構より第二回ファクトファイディングミッション時)、実施機関と協議する際に、同時点での資料を作成・提出してほしいとの依頼があった場合には、当該ミッションの支援業務として見積もられている3日分の対象業務となるのでしょうか。</p>	<p>現地調査とファクトファイディングミッション及びアプライザルミッションを同時進行で行うため、事業計画案策定段階業務は、ファイナル・レポート作成時期を待たずして順次対応いただく予定です。ミッション派遣の際に関連資料の作成や提出をJICAから依頼する場合も、報告書としての体裁ではなく、調査団が情報収集の過程で作成した簡易な資料を共有いただく形を予定しています。そのため、支援業務として計上している3日分の業務には含めない想定です。</p>
31	<p>企画競争説明書 (P. 4)、第 1 章 7. (6)、4) a) ~c) および 5)</p>	<p>各ミッションのスケジュールおよび調査団への同行依頼は何日前までに調査団に通知されるのでしょうか? 通知のタイミングによって、予約できる航空券の券種が異なるため(直前の航空券予約を想定する場合、それに応じた券種で見積る必要があるため)、お伺いする次第です。</p>	<p>各ミッションは実施の1ヵ月以上前には時期が確定し、その際には調査団への協力依頼を行う見込みです。また、調査団による各現地調査時期を確定させる段階で、ミッション派遣時期及び調査団への協力依頼時期についてコンサルタントとJICAとの間で前広に相談する予定です。</p>

32	<p>企画競争説明書 (P.26)、第 3 章 2. (5) 安全管理</p>	<p>左記項目にて、貴機構の安全対策措置を順守すべしとの記載ある一方、その措置の具体的内容については企画競争説明書上で明記されておりません。そのため、提案内容が貴機構の安全対策措置に抵触する可能性を懸念しており、その際における①評価の方法および②契約変更可否につき、ご教示下さい。(例：現地国内移動費を圧縮するために、価格プロポーザル上、オートリキシャやタクシーで当該費用を見積もったが、貴機構の安全対策措置上、それらの移動手段は認められない場合、①どのように価格評価がなされるのでしょうか、また②契約交渉もしくは業務実施の段階で、安全対策措置を順守するためには新たに車両借上げ費の計上が必要となることから、契約金額を含めた契約変更（増額）の対象となるのでしょうか。)</p>	<p>安全対策措置は JICA ウェブサイトから入手可能です。  ( <a href="https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html">https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html</a> ) こちらをご覧の上、調査計画を策定下さい。例として挙げられている、オートリキシャやタクシーの利用は認められておらず車両借上が必要となりますので、価格プロポーザル策定の際にご留意ください。価格評価はその内訳に依らず見積金額全体額（別見積金額を除く）に基づいて評価が行われます。  なお、上記安全対策措置を加味した上で価格プロポーザルを策定したとの認識の下、契約交渉もしくは業務実施の段階で新たに車両借上費等が生じることは原則ないと考えます。一方、契約交渉の段階で想定していなかった治安に関する事象等が生じた際には、コンサルタントと JICA の間で協議の上、JICA が必要と認める場合には契約変更を行い必要経費分の増額を行います。</p>
33	<p>企画競争説明書 (P.22)、第 2 章 7. (7) 関係者との意見交換</p>	<p>左記項目にて、調査の暫定結果をバングラデシュ政府関係者、関連金融機関、他ドナーに報告するためのワークショップの開催が求められております。  ① このワークショップの参加人数および会場（ホテルなどの会場借上げの要否）に関して、貴機構が求める要件（もしくは想定）はあるでしょうか。要件が</p>	<p>本調査後に開始予定の本体事業において、主たる実施機関となるバングラデシュ政府関係機関と関連金融機関、そして他ドナーがワークショップの参加者となる想定です。人数は各機関から 1～2 名程度（全体で 20 名弱）を想定しています。ワークショップの目的を果たしつつもコストは必要かつ最低限の価格である必要があることから、本見積で計上く</p>

		<p>ある場合は、ご教示下さい。</p> <p>前問の回答として「要件がない」場合、本ワークショップに関する直接経費は価格競争の対象となり、各提案者は必要最低限の内容・費用で見積もらざるを得なくなることから、現地セミナー（調査内容の（11））と同様に別見積もりで定額計上することはできないでしょうか。</p>	<p>下さい。</p>
34	<p>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2019年4月版）(P.3) I、1.（2）企画競争説明書の内容と異なる内容の提案</p>	<p>左記項目にて、企画競争説明書の内容と異なる内容の提案は可能であること、またその際にはその優位性/メリット及び費用/コストについての説明が必要な旨の説明あります。</p> <p>上記に関連し、企画競争説明書上の内容でも本調査の目的の達成は可能だが、ある業務を追加することでより良い調査結果を得られると、プロポーザル作成者が考えているものの、その（コストを含めた）追加業務の可否を契約交渉で議論したい場合の提案方法につきご教示下さい。</p> <p>② 具体的には、企画競争説明書の内容と異なる内容の提案を、オプションとしてプロポーザル上で提案すること、且つその費用/コストは別見積もりで提案することは可能でしょうか。</p>	<p>企画競争説明書に記載がないものの、調査の効果や効率性を高める活動を提案する場合には、その目的、内容、想定される効果、投入、実施時期や期間等を簡潔にまとめご提案ください。</p> <p>当該提案は企画競争説明書の内容に関連することが基本のため、本見積りに含まれているとの想定で契約交渉させていただきます。</p> <p>本見積りに経費が含まれない提案を行ったとしても失格とはしませんが、当該提案は「技術評価」には反映しません。また、当該提案については、必ず「本見積りに経費が含まれていない追加提案である」旨、明記して下さい。</p>

以上